

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年1月31日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900055号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900026号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を26万9,000円から34万円、平成16年7月25日の標準賞与額を13万4,000円から17万円、同年12月25日の標準賞与額を26万8,000円から33万1,000円、平成17年8月9日の標準賞与額を13万4,000円から16万5,000円、同年12月25日の標準賞与額を26万7,000円から34万円、平成18年7月25日の標準賞与額を13万3,000円から17万円、同年12月25日の標準賞与額を26万6,000円から34万円、平成19年8月9日の標準賞与額を13万3,000円から17万円、同年12月28日の標準賞与額を26万6,000円から34万円、平成20年8月5日の標準賞与額を13万3,000円から17万円、同年12月25日の標準賞与額を13万3,000円から17万円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日、平成16年7月25日、同年12月25日、平成17年8月9日、同年12月25日、平成18年7月25日、同年12月25日、平成19年8月9日、同年12月28日、平成20年8月5日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月25日、平成16年7月25日、同年12月25日、平成17年8月9日、同年12月25日、平成18年7月25日、同年12月25日、平成19年8月9日、同年12月28日、平成20年8月5日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年7月25日
③ 平成16年12月25日
④ 平成17年8月9日
⑤ 平成17年12月25日
⑥ 平成18年7月25日

- ⑦ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑧ 平成 19 年 8 月 9 日
- ⑨ 平成 19 年 12 月 28 日
- ⑩ 平成 20 年 8 月 5 日
- ⑪ 平成 20 年 12 月 25 日

請求期間①から⑪までの標準賞与額については、賞与総支給額ではなく、賞与総支給額から社会保険料及び所得税を控除した後の差引支給額で記録されている。賞与総支給額は、夏が 17 万円、冬が 34 万円（ただし、請求期間⑩は 17 万円）であったので、賞与総支給額に基づく正しい標準賞与額に記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から⑪までの賞与額について、A社の事業主は、請求者の主張のとおり、夏は 17 万円、冬は 34 万円（ただし、請求期間⑩は 17 万円）であるが、差引支給額を賞与額として、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に提出したと回答しているところ、同社から提出された請求期間⑩及び⑪に係る賞与台帳並びに平成 20 年 7 月分から平成 21 年 6 月分までの給料台帳並びに請求者から提出された流動性預金元帳及び平成 18 年度から平成 21 年度までの所得・税額証明書（以下「提出資料」という。）により、請求期間①から⑪までの賞与の確認又は推認できる差引支給額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致している。

また、請求期間①から⑪までについて、上記事業主の回答及び提出資料により、請求者は、オンライン記録の標準賞与額に相当する賞与額より高い賞与額を支給され、オンライン記録の標準賞与額より高い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑪までの標準賞与額については、上記事業主の回答及び提出資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①、⑤、⑦及び⑨は 34 万円、請求期間②、⑥、⑧、⑩及び⑪は 17 万円、請求期間③は 33 万 1,000 円、請求期間④は 16 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 25 日、平成 16 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 17 年 8 月 9 日、同年 12 月 25 日、平成 18 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 19 年 8 月 9 日、同年 12 月 28 日、平成 20 年 8 月 5 日及び同年 12 月 25 日の賞与について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所に対し誤って提出し、請求内容どおりの標準賞与額に基づく保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 15 年 12 月 25 日、平成 16 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 17 年 8 月 9 日、同年 12 月 25 日、平成 18 年 7 月 25

日、同年12月25日、平成19年8月9日、同年12月28日、平成20年8月5日及び同年12月25日の賞与に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。